

令和5年第4回定例会(12月)議決結果

第4回定例会が令和5年12月7日から18日まで12日間の会期で開催されました。条例、補正予算など10議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

国の医療保険制度改革において、持続可能な医療制度を構築し、国民健康保険の安定化を図るため、福岡県が示す標準保険税率に合わせるよう税率を改正するものです。

また、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を免除する措置が導入されたため、条文を追加するなど条例の一部を改正するものです。

●芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

「福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱」の改正に伴い、「専修学校等」の定義に係る引用条文が変更されたことから、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正に伴い、本条例の引用条文が変更されたため、条例の一部を改正するものです。

【予 算】

●令和5年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ7,500万円を増額計上しています。

歳入＝ 自立支援給付費国庫負担金等を計上したほか、保育所等給食支援費補助金等を計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝ こども計画策定事業に係る費用を計上したほか、創業促進支援事業補助金等を増額計上しています。

なお、令和6年度に体験型英語学習推進事業及び芦屋中学校ホームステイ事業を実施するにあたり、令和5年度中に新たな業者選定を行う必要がありますので、業務委託に関する経費を債務負担行為として追加するものです。

●令和5年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

町債の元利償還金の支払遅延に係る違約金の発生に伴うものです。

歳入＝ 一般会計繰入金を増額計上しています。

歳出＝ 償還金、利子及び割引料を増額計上しています。

●令和5年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入＝ 一般会計繰入金を増額計上しています。

歳出＝ 配置異動に伴う人件費を増額計上しています。

●令和5年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

令和5年度中に新たな業者選定を行う必要があり、契約期間である令和6年度から令和7年度の業務委託に関する経費を債務負担行為として追加するものです。

●令和5年度芦屋町一般会計補正予算(第5号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ2億8,500万円の増額補正を行うものです。

歳入＝ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝ 国の施策として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加給付事業に係る費用を計上したほか、町独自の支援策として、生活応援商品券発行事業に係る経費を計上しています。なお、生活応援商品券発行事業につきましては、繰越明許の措置をしております。

【その他】

●指定管理者の指定

(可決 満場一致)

芦屋町老人憩の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

●障害者支援センターさくらの財産の譲渡

(可決 満場一致)

令和6年4月1日から障害者支援センターさくらの運営主体が社会福祉法人桃李会となることに伴い、遠賀郡四町で所有する同センターの建物及び物品等を譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

【報告】

●専決処分事項の報告

町営住宅の明渡し遅延者に対し、未払明渡し遅延損害金の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

●専決処分事項の報告

町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、住宅等の明渡し及び未払住宅使用料等の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。